

防火訓練実施について

肥田町公民館
防火管理者 成宮克美

『防火管理』とは

火災の発生を未然に防止し、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限に留めるため、必要な万全の対策を樹立・実践すること。

* 防火訓練は定期的に実施する事を定めています。

・・・消防法施行令第3条の2・・・

1.実施時期

- ・ 日 時：10月26日（日曜日）午前10時00分～11時00分
- ・ 場 所：肥田町公民館前(雨天のため自転車置き場にて)
“公民館は肥田町の大切な財産です”

